

コンプライアンス憲章

平成 25 年 4 月 25 日制定

本憲章は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下「Vリーグ機構」）の社員及びVリーグ機構に所属するチームの登録構成員およびVリーグ機構の役員、事務局職員および審判その他すべての関係者が遵守し実践すべき普遍的な規範を定めるものである。

1・基本理念

- (1) 私たちは、バレーボールを通じて、豊かなスポーツ文化の振興ならびに国民の心身の健全な発達に貢献するとともに、スポーツの文化的価値を広く社会にアピールし、地域社会の活性化や次世代を担う青少年育成などスポーツ文化の創造に貢献します。
- (2) 法令の遵守
 - ① 私たちは、国内及び国際社会における各種法令及び社会規範を遵守し、高い倫理観を持った活動を行います。
 - ② 私たちは、Vリーグ機構の定款、諸規程類、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」）の定款、JVA諸規程類及びそれらに付随する諸規則を遵守します。
 - ③ 私たちは、機密情報や個人情報について、その重要性や保護の必要性を理解し適切に取り扱います。

2・行動原則

(1)身体的・精神的暴力等の排除

- ① 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動はしません。
- ② 性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、社会的身分、宗教、身体障害の有無などによる差別等、個人の尊厳を傷つける言動は一切しません。

(2)ドーピング及び禁止薬物の排除

- ① アンチ・ドーピング活動を尊重し、バレーボールの信望を損なわないようにいたします。
- ② 薬物も含めドーピング違反はしません。

(3)反社会的勢力の排除

- ① 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる形であっても、それらを助長するような行動をしません。
- ② 会場での暴力、脅迫、不当要求等を排除し、選手たちのフェアな全力プレーを楽しんでいただける環境を整備します。

(4)フェアプレー精神の遵守

- ① 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重します。
- ② 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くします。
- ③ 私たちは、スポーツパーソン精神に則り、ルールを遵守し、社会の模範となることを目指します。

コンプライアンス規程

平成 25 年 4 月 25 日制定

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「V リーグ機構」という。）におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための基本方針、組織体制及び運営方法等を定める。

第 2 条 (定義)

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、日本国法令、V リーグ機構の定款、V リーグ機構規約、V リーグ機構諸規程類、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という。）の定款、JVA 諸規程類及びそれらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。

第 3 条 (基本方針)

V リーグ機構関係者は、コンプライアンスを最優先の重要課題の一つとして認識し、業務及び競技の推進に当たるものとする。

第 4 条 (適用範囲)

前条に規定する「V リーグ機構関係者」とは、以下の者をいい、V リーグ機構関係者は、本規程に定める事項を遵守するとともに、本規程に基づき別に定める個別の規程等の定めに従って対応する。

- (1) V リーグ機構の理事、監事及び事務局の職員
- (2) V リーグ機構の社員及びV リーグ機構に所属するチームの登録構成員(選手及び役員・スタッフとして登録した者をいう。)
- (3) 審判関係者、その他V リーグ機構の委託により、V リーグ機構の行う行事に従事する者

第 2 章 義務

第 5 条 (行動規範)

V リーグ機構関係者は、第 3 条の基本方針を踏まえ、法令等を誠実に遵守するだけでなく、スポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

第6条（禁止事項）

- 1 Vリーグ機構関係者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 自ら法令等に違反する行為
 - (2) 他のVリーグ機構関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
 - (3) 他のVリーグ機構関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- 2 法令等に違反する行為の代表的なものとして、以下の行為がある。
 - (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
 - (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
 - (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること
 - (4) 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うこと
 - (5) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または、反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引をおこなうこと
 - (6) 賭博、強盗、恐喝、窃盗、強姦、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪
 - (7) 未成年者による飲酒、喫煙
 - (8) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
 - (9) 本人の同意なく、個人情報をも目的以外に使用し、また第三者に開示する行為、並びにVリーグ機構において機密とされる情報をVリーグ機構の許可なく開示、漏洩及び使用する行為
 - (10) その他、著しくスポーツパーソン、スポーツ関係者としての品位、名誉に欠ける行為

第7条（相談）

- 1 Vリーグ機構関係者は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうか、判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなくてはならない。
- 2 コンプライアンス委員会は、Vリーグ機構関係者から相談を受けた事案が法令等に違反するか否か判断に迷うときは、顧問弁護士に相談しなくてはならない。
- 3 Vリーグ機構関係者は、相談した事案について、法令等に違反するもしくは法令等に違反するおそれがあると回答されたときは、その事案を実行してはならない。

第3章 組織体制

第8条（コンプライアンス委員会）

- 1 Vリーグ機構は、コンプライアンス委員会を置く。
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを有効に機能させるために、次に掲げる事項を行う。
 - (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項

- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

第9条（組織）

- 1 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を含む5名以内の委員で構成する。但し、必要に応じ外部識者の参加を求めることが出来る。
- 2 コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス担当理事とする。コンプライアンス担当理事が不在又は事故あるときは、別に定められた理事の順序に従って他の理事が行う。
- 3 監事は、コンプライアンス委員会に出席して、意見を述べる事ができる。

第10条（開催）

コンプライアンス委員会は、委員長が招集し、原則として半期毎に1回開催する。ただし、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは、適時に委員会を開催する。

第11条（議事）

コンプライアンス委員会は、委員の過半数の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数の賛成にて決する。

第12条（研修会）

Vリーグ機構は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高め理解をうながす
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与する
- (3) コンプライアンスの実践について動機づけをはかる

第4章 法令等違反発生時の対応

第13条（通報の義務）

- 1 Vリーグ機構関係者は、他のVリーグ機構関係者の第6条の法令等に違反する行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちにコンプライアンス委員会に通報しなくてはならない。但し、コンプライアンス委員会にかえて指定の外部法律事務所に通報することができる。
- 2 通報は、以下の方法とする。
 - (1) コンプライアンス委員会への通報は、メールまたは郵便のいずれかの方法とする。
 - (2) 外部法律事務所への通報は、電話または郵便のいずれかの方法とする。ただし、郵便での通報は外国語に限るものとする。
- 3 通報は、指定の外部法律事務所には実名とすることを要するが、コンプライアンス委員会には匿名でも差支えないものとする。

第14条（事実関係の調査）

- 1 コンプライアンス委員会は、Vリーグ機構関係者等から法令等違反の通報があったときは、直ちに事実関係を調査しなくてはならない。
- 2 調査に当たっては、通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなければならない。

第15条（調査への協力）

- 1 前条の調査に当たり、協力を求められた場合は、Vリーグ機構関係者は協力をしなくてはならない。
- 2 コンプライアンス委員会は、前条の調査に当たり、Vリーグ機構関係者へ記録媒体等の資料の開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に応じなくてはならない。

第16条（理事会への報告）

コンプライアンス委員会は、調査の結果、法令等の違反が行われたことが確認されたときは、次の事項を直ちに理事会に報告しなければならない。

- (1) 法令等違反の具体的内容
- (2) 法令等違反を行った者の氏名、所属等
- (3) 法令等違反が行われた年月日
- (4) 法令等違反が行われた背景、事情
- (5) その他法令等の違反に関すること

第17条（再発防止策）

Vリーグ機構は、法令等の違反が行われたことが確認されたときは、法令等違反が生じた原因を究明し、是正措置をとるとともに、再発防止策を講じなくてはならない。

第18条（報復行為の禁止）

- 1 Vリーグ機構及びVリーグ機構関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者に対して、除名、解雇、取引停止その他いかなる不利益取扱いもしてはならない。
- 2 Vリーグ機構及びVリーグ機構関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなくてはならない。また、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせを行った者（通報者の上司、監督、同僚等を含む。）がいた場合には、Vリーグ機構は、定款、諸規程に従って処分をすることができる。

第19条（通報者への報告）

Vリーグ機構は、実名通報者に対しては、事実関係の調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく報告しなくてはならない。

第20条（公表）

Vリーグ機構は、法令等違反の内容について、ホームページ等により公表する。

第5章 処罰

第21条（懲戒処分）

- 1 Vリーグ機構は、本規程及び本規程に付随する規則等に違反する行為を行ったVリーグ機構関係者に対しては、下記の処分を行うことができる。
 - (1) 第4条(1)の「理事」「監事」については、戒告、譴責、退任勧告、解任、その他必要に応じた処分
 - (2) 第4条(1)の「事務局の職員」については、就業規則に基づく処分
 - (3) 第4条(2)の「社員」については、戒告、譴責、資格停止、無期限の資格停止、除名、その他必要に応じた処分
 - (4) 第4条(2)の「登録構成員」については、戒告、譴責、資格停止、無期限の資格停止、その他必要な処分
 - (5) 第4条(3)に該当する者については、所属する組織に対する事実内容の報告、契約解除、その他必要に応じた処分
- 2 第1項の処分は、コンプライアンス委員会の決議を経て、理事会が決する。

第22条（免責の制限）

Vリーグ機構関係者は、次に掲げることを理由として責任を逃れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) Vリーグ機構の利益を図る目的で行ったこと

第23条（弁明の機会の付与）

Vリーグ機構は、第21条の処分に当たっては、事前に当該Vリーグ機構関係者に対する弁明の機会を設けなくてはならない。

第24条（処分にあたっての理由の提示）

Vリーグ機構は、第21条の処分を行うに当たっては、当該処分と同時に、当該被処分者に対して、処分の理由を示さなくてはならない。

第25条（不服申立手続）

- 1 第21条の処分を受けたVリーグ機構関係者は、理事会に対して、当該処分につき再調査を申し立てることができる。
- 2 再調査の申立を受けた理事会は、事実関係を調査し、処分理由の有無及び処分手続の適否について調査し、その結果を申立者に通知する。

第26条（損害賠償）

Vリーグ機構は、法令等に違反したVリーグ機構関係者がVリーグ機構に損害を与えた場合は、当該Vリーグ機構関係者に対して、損害賠償を求めることができる。

附則

1. 本規程の改廃は、コンプライアンス委員長が発議し、理事会の決議によって決する。
2. 本規程は、平成25年6月1日から実施する。

コンプライアンス・ハンドブック

2013年4月制定

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構

目次

はじめに

第1 コンプライアンスとは ～コンプライアンスの重要性～

- 1 コンプライアンスとは
- 2 コンプライアンスが求められる理由

第2 当機構の取り組み

- 1 コンプライアンス憲章
- 2 コンプライアンス規程→以下の項目だけでも上げる？
- 3 コンプライアンス委員会の設置
- 4 研修会の実施

第3 法令等違反行為

- 1 コンプライアンス規程の適用範囲
- 2 禁止行為

第4 内部通報・外部通報

- 1 「ホットライン」の概要
- 2 コンプライアンス委員会への通報の概要
- 3 通報後の流れ

第5 処分

- 1 処分の種類
- 2 処分の手続

はじめに

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構は、ここに、当機構がコンプライアンスに対して積極的に取り組み、当機構のますますの発展に努めることを宣言いたします。

当機構は、コンプライアンスの推進を当機構運営の最重要課題の1つに掲げて取り組んでいきます。

当機構関係者におかれましては、本ハンドブックを熟読し、当機構のコンプライアンスに対する方針や制度を把握するとともに、法令や当機構の定款・規約等について理解を深めてください。また、当機構が行う研修等を通じて、コンプライアンスに関する意識を更に高めていただくようお願いします。

2013年4月

コンプライアンス委員会

第1 コンプライアンスとは ～コンプライアンスの重要性～

1 コンプライアンスとは

「コンプライアンス」とは、法令や内部規程などのルールを遵守することをいいます。また、広い意味では、社会規範・倫理規範に基づいて行動することも含みます。

「コンプライアンス」を実践するということは、当機構の関係者一人一人がコンプライアンスを意識し行動することに他ならず、自分一人の行いであっても、当機構及びバレーボールに対する社会的信用のみならず、当機構の存続すら危うくする可能性があることを自覚し、常に誠実に活動しなくてはなりません。

2 コンプライアンスが求められる理由

(1)法令等を遵守しないスポーツにファンや観客がいるでしょうか。

バレーボールに限らずスポーツはルールに基づいた戦いです。ルールが無ければ、それは単なる乱闘であり戦争です。ルールの下、フェアプレー精神で戦うからこそ観客は感動し応援してくれるのです。そして、敵味方が互いを尊敬し合えるのです。

選手や全てのVリーグ関係者は、ファンの方々や所属企業（クラブ）、スポンサー、メディア、大会開催団体・自治体、大会ボランティアなどVリーグを支えてくださる多くの方々に感謝するとともに、皆様の期待や希望などの巨大な価値を背負っていることを自覚して下さい。

自らの誇りを持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って行動する事は、日本のバレーボールのトップリーグであるVリーグに在籍する選手や全ての関係者に必要な事なのです。

(2)昨今、他競技団体において問題となった、指導者によるトップ選手へのパワーハラスメントの不幸事や、学校教育現場、部活動における体罰の問題により、スポーツ界には厳しい目が向けられています。

「選手のために…」という指導者のエゴ（暴力・体罰等）では、選手を育てることはできません。

自らが考え工夫する様仕向ける事が選手を育て、人間的成長を促すのです。コーチングとは教える事ではなく考え工夫する能力を導き出すことです。

トップリーグに在籍する皆さんが、率先しコンプライアンスに取り組む事が日本のスポーツ界の再生に繋がり、そうする事がバレーボールが世界と互角に戦えるようになる近道なのです。

また、選手や指導者のみではなく、Vリーグ機構に関わる者全てが当然に法令を遵守し、フェアプレーの精神をもって、プレーや大会運営、リーグ運営に臨み、その姿勢を示すことが、バレーボールを通じた地域活性化や、次世代の青少年育成に繋がるとともに、ひいては、我が国のバレーボール文化の創造に繋がるのです。それこそが、我が国のバレーボールトップリーグであるVリーグ機構の果たすべき使命なのです。

今一度、自分自身が我が国のバレーボールトップリーグの一員であることを認識し、責任ある行動をお願い致します。

第2 当機構の取り組み

1 コンプライアンス憲章

当機構は、コンプライアンス体制の構築にあたり、当機構の基本方針として、次の通りコンプライアンス憲章を定めています。

コンプライアンス憲章（平成25年4月25日制定）

本憲章は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下「Vリーグ機構」）の社員及びVリーグ機構に所属するチームの登録構成員およびVリーグ機構の役員、事務局職員および審判その他すべての関係者が遵守し実践すべき普遍的な規範を定めるものである。

1・基本理念

- (1) 私たちは、バレーボールを通じて、豊かなスポーツ文化の振興ならびに国民の心身の健全な発達に貢献するとともに、スポーツの文化的価値を広く社会にアピールし、地域社会の活性化や次世代を担う青少年育成などスポーツ文化の創造に貢献します。
- (2) 法令の遵守
 - ① 私たちは、国内及び国際社会における各種法令及び社会規範を遵守し、高い倫理観を持った活動を行います。
 - ② 私たちは、Vリーグ機構の定款、諸規程類、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」）の定款、JVA諸規程類及びそれらに付随する諸規則を遵守します。
 - ③ 私たちは、機密情報や個人情報について、その重要性や保護の必要性を理解し適切に取り扱います。

2・行動原則

- (1) 身体的・精神的暴力等の排除
 - ① 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動はしません。
 - ② 性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、社会的身分、宗教、身体障害の有無など

(2) ドーピング及び禁止薬物の排除

- ① アンチ・ドーピング活動を尊重し、バレーボールの信望を損なわないようにいたします。
- ② 薬物も含めドーピング違反はしません。

(3) 反社会的勢力の排除

- ① 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる形であっても、それらを助長するような行動をしません。
- ② 会場での暴力、脅迫、不当要求等を排除し、選手たちのフェアな全力プレーを楽しんでいただける環境を整備します。

(4) フェアプレー精神の遵守

- ① 競技規則はもとより、自らの属する団体の規則を遵守し、フェアプレーの精神を尊重します。
- ② 常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くします。
- ③ 私たちは、スポーツパーソン精神に則り、ルールを遵守し、社会の模範となることを目指します。

2 コンプライアンス規程

当機構では、コンプライアンス憲章の基本方針に則り、具体的なコンプライアンス体制実現を図るため、コンプライアンス規程を制定しました。

コンプライアンス規程では、禁止される法令等違反行為の例（本ハンドブック第3章参照）を列挙しており、法令等違反行為が発見された場合の通報制度（同第4章参照）、違反行為者への処分（第5章）等を規定しております。

また、コンプライアンスの推進を担う、コンプライアンス委員会の設置も定めています。

3 コンプライアンス委員会の設置

当機構では、コンプライアンスを有効に機能させるため、コンプライアンス委員会を設置しました。

当委員会は、コンプライアンス担当理事を含む5名以内の委員で構成され、コンプライアンスに関わる方針・関連規程案の作成、法令等違反行為の通報窓口、再発防止策の策定等、コンプライアンス推進のための業務を行います。

4 研修会の実施

当機構では、当機構関係者一人一人が、コンプライアンス意識を向上させ、またコンプライアンスを実践するために、適宜研修会を行います。

第3 法令等違反行為

1 コンプライアンス規程の適用範囲

(1) 遵守すべき「法令等」とは

遵守すべき法令等とは、以下のとおりです（コンプライアンス規程第2条）。

- ① 日本国法令
- ② Vリーグ機構の定款、規約、諸規程類及びそれらに付随する諸規則
- ③ 公益財団法人日本バレーボール協会の定款、諸規程類及びそれらに付随する諸規則
- ④ 社会規範、倫理規範

(2) 適用範囲（人的範囲）

コンプライアンス規程は、以下の者（以下、「Vリーグ機構関係者」という。）に対して適用があります（コンプライアンス規程第4条）ので、以下の者すべてが、以下第2項「禁止行為」に例示された法令等違反行為を行ってはなりません。

- ① Vリーグ機構の理事、監事及び事務局の職員
- ② Vリーグ機構の社員及びVリーグ機構に所属するチームの登録構成員（選手及び役員・スタッフとして登録した者をいう。）
- ③ 審判関係者、その他Vリーグ機構の委託により、Vリーグ機構の行う行事に従事する者

2 禁止行為

(1) 禁止行為

当機構では、法令等違反行為を自ら行うことのみならず、以下の態様での法令等違反行為も禁止しています（コンプライアンス規程第6条1項）。

- ① 自ら法令等に違反する行為
- ② 他のVリーグ機構関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・

教唆する行為

- ③他のVリーグ機構関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為

(2) 禁止行為の具体例

以下の行為は、法令等違反行為として禁止される代表的な行為です。

- ① 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- ② 競技のために、世界ドーピング防止規定・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
- ③ 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること
- ④ 試合の勝敗において、あらかじめ取り決めを行うこと
- ⑤ 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または、反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引をおこなうこと
- ⑥ 賭博、強盗、恐喝、窃盗、強姦、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪
- ⑦ 未成年者による飲酒、喫煙
- ⑧ 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- ⑨ 本人の同意なく、個人情報をも目的以外に使用し、また第三者に開示する行為、並びにVリーグ機構において機密とされる情報をVリーグ機構の許可なく開示、漏洩及び使用する行為
- ⑩ その他、著しくスポーツパーソン、スポーツ関係者としての品位、名誉に欠ける行為

※ なお、⑨については、別途定められた個人情報取扱規程及び機密情報管理規程に従って、適切に情報の取扱がなされなければなりません。

第4 内部通報・外部通報

当機構内で法令等に違反する行為が発生していることに気づきながら、様々な理由から報告を躊躇してしまい、当該状態が長期化することを防止し、健全なリーグ運営を確立するために、公平かつ中立な第三者機関に受付窓口を設置し、「ホットライン制度」を創設しました。

また、通常の業務系統とは独立した部門であるコンプライアンス委員会宛に通報することも可能です。

なお、コンプライアンス規程では、法令等違反行為を発見した場合の通報義務を定めています。

1 「ホットライン」の概要

名称：Vリーグホットライン

通報窓口の委託先：三好総合法律事務所

通報者の範囲：Vリーグ機構関係者

通報の対象：法令等違反行為（コンプライアンス規程第6条）

通報の手段：電話

通報者の保護：通報者は、通報したことを理由に、不利益な取り扱いをうけないよう保護されます。

匿名の可否：委託先に対しては、実名での通報が義務づけられますが、委託先から当機構への匿名・実名の可否については選択していただくことができます。

※ 詳細は、別途配布する「開始のお知らせ」に記載いたします。

2 コンプライアンス委員会への通報の概要

通報の窓口：コンプライアンス委員会

通報の対象：法令等違反行為（コンプライアンス規定第6条）

通報の手段：メール、郵便

通報者の保護：通報者は、通報したことを理由に、不利益な取り扱いを受けられないよう保護されます。

匿名の可否：匿名でも可能です。

3 通報後の流れ

通報を受けた後の流れは、以下のとおりです。

- ①通報先より、匿名希望の有無（外部通報の場合は通報先へは実名）、調査の必要の有無、結果連絡の希望の有無につき、確認されます。
- ②（外部通報の場合は、通報先より、コンプライアンス委員会へ、上記①の内容が報告され、）希望に応じ、コンプライアンス委員会は調査を行います。
- ③コンプライアンス委員会は、調査の結果をとりまとめ、理事会に報告し、違反者に対する処分等を行います。
- ④希望に応じ、調査の結果を通報者に報告します。
（外部通報の場合は、通報先を通じて報告します。）

第5 処分

1 処分の種類

コンプライアンス規程及びそれに付随する諸規則に違反した場合は、処分の対象となります。

通報者が自らの法令等違反行為を通報してきたときは、処分にあたって処分の減免が考慮されることもあります。

なお、法令等につき正しい知識がなかったこと、法令等に違反する意思がなかったこと、当機構の利益を図る目的で行ったことを理由に免責されることはありません。

処分の内容は以下のとおりです。

- ① 理事・監事・・・戒告、譴責、退任勧告、解任、その他必要に応じた処分
- ② 事務局職員・・・就業規則に従った処分
- ③ 社員・・・戒告、譴責、資格停止、無期限の資格停止、除名、その他必要な処分
- ④ 登録構成員・・・戒告、譴責、資格停止、無期限の資格停止、その他必要な処分
- ⑤ 審判関係者、その他当機構の委託により当機構の行う行事に従事する者
・・・所属する組織に対する事実内容の報告、契約解除、その他必要に応じた処分

2 処分の手続

処分に当たっては、当機構は、違反者に対し弁明の機会を設けます。また、処分と同時に、処分の理由を提示することとします。

当機構の処分に不服がある場合は、再調査の申立も可能です。

**「内部通報制度」
及び
「外部通報制度（ホットライン）」
開始のお知らせ**

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構
コンプライアンス委員会

- 1 Vリーグ機構は、法令遵守（コンプライアンス）体制構築の一環として、内部通報制度及び外部通報制度（いわゆる「ホットライン」）を発足させ、来る平成25年6月1日から運用を開始いたします。

- 2 「内部通報制度」及び「外部通報制度」は、Vリーグ機構内において、日本国法令、公益財団法人日本バレーボール協会及びVリーグ機構の定款、規約その他諸規程類等に違反する行為（コンプライアンス規程第6条1、2項に規定しております。）を発見した善意のVリーグ機構関係者（コンプライアンス規程第4条に規定する者）が、Vリーグ機構のコンプライアンス委員会もしくはVリーグ機構の委託する第三者機関に対して、その事実を直接通報し、Vリーグ機構のコンプライアンス委員会の報告に基づき、Vリーグ機構が当該違反者を指導、是正することにより機構内のコンプライアンスを推進するものです。

なお、通報したVリーグ機構関係者のプライバシーは保護され、通報したことを理由とする懲戒処分その他不利益な取り扱いは一切受けないことが保証されます。

- 3 「内部通報制度」は、具体的には次のように運用されます。
 - (1) コンプライアンス委員会内に、内部通報専用のメールアドレスを設置しております。また、コンプライアンス委員会宛の郵便による通報も受け付けます。
 - (2) 法令等違反行為を発見したVリーグ機構関係者は、このメールアドレスまたは住所宛に発見した事実を通報します。その際に、所属部署・所属チーム・氏名の「匿名・実名」、調査希望の「有・無」、調査

結果の連絡の「要・否」の選択ができます。

ただし、Vリーグ機構の運営に重大な影響を及ぼす事実であると判断した場合は、匿名希望であっても通報者に対し実名を要請することができますが、その場合でも通報者のプライバシーは保護されます。

- (3) コンプライアンス委員会は、必要に応じて事実関係を調査し、要望があれば調査結果を通報者に報告するとともに、対応策をとりまとめて理事会に報告し、違反者に対する指導・処分を実施します。
- (4) 通報者のプライバシーは保護され、通報したことを理由としてVリーグ機構及び所属チームから不利益処分を受けることはなく、万が一報復行為が行われた場合には当該行為者は制裁・懲戒処分の対象となります。

4 「外部通報制度」は、具体的に次のように運用されます。

- (1) 第三者機関として、当機構の顧問弁護士である「三好総合法律事務所（東京都中央区銀座7丁目11番3号）」に業務を委託し、同法律事務所内に専用電話（03-3573-5177）を設置しています。また、同法律事務所への郵便による通報も受け付けます。ただし、電話による通報言語は日本語のみとし、郵便による通報言語は外国語のみとします。
- (2) 法令等違反行為を発見したVリーグ機構関係者は、この専用電話に架電してまたは郵便により同法律事務所に発見した事実を通報します。その際に、同法律事務所に対しては所属部署・所属チーム・氏名を申告していただく必要がありますが、氏名等のVリーグ機構への「匿名・実名」、調査希望の「有・無」、調査結果の連絡の「要・否」の選択ができます。

ただし、Vリーグ機構の運営に重大な影響を及ぼす事実であると判断した場合は、匿名希望であっても同法律事務所を通じて通報者に対し実名を要請することができますが、その場合でも通報者のプライバシーは保護されます。
- (3) 同法律事務所は、Vリーグ機構のコンプライアンス委員会に通報内容を正確に伝達します。
- (4) コンプライアンス委員会は、必要に応じて事実関係を調査し、要

望があれば同法律事務所を經由して調査結果を通報者に報告するとともに、対応策をとりまとめて理事会に報告し、違反者に対する指導・処分を実施します。

- (5) 通報者のプライバシーは保護され、通報したことを理由としてVリーグ機構及び所属チームから不利益処分を受けることはなく、万が一報復行為が行われた場合には当該行為者は制裁・懲戒処分の対象となります。

内部通報制度

住 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目30番8号 ダヴィンチ千駄ヶ谷6階
宛 名	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構 コンプライアンス委員会 宛
メールアドレス	v-hot-v@vleague.or.jp

外部通報制度『Vリーグ ホットライン』

電話番号	03-3573-5177
受付時間	10:00～18:00
休 日	土日曜日、祝祭日
使用言語	日本語のみ

(なお、外国語での通報の場合は下記住所宛に郵便)

東京都中央区銀座7丁目11番3号

矢島ビル7階

三好総合法律事務所 Vリーグホットライン係 宛

※本件に関する問い合わせは、Vリーグ機構事務局長までお願いいたします。

以上

内部通報・外部通報制度運用規程

平成 25 年 4 月 25 日制定

第 1 条（総則）

本規程は、Vリーグ機構における「内部通報制度」及び「外部通報制度」に関する基本的事項を定め、その円滑な運営を実施するために制定する。

第 2 条（目的）

公正で健全なバレーボール活動の確立に向け、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス運営の強化のために、Vリーグ機構内の法令等違反行為に関する通報窓口を設置し、「内部通報制度」及び「外部通報制度（Vリーグホットライン）」として運営する。

第 3 条（通報先）

- 1 「内部通報制度」はコンプライアンス委員会が運営し、コンプライアンス委員会が設置した下記住所連絡先及びメールアドレス（以下「内部通報先」という。）を、通報受付の窓口とする。

記

住所連絡先：東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 3 0 番 8 号
ダヴィンチ千駄ヶ谷 6 階
一般社団法人日本バレーボールリーグ機構
コンプライアンス委員会 宛
メールアドレス（専用アドレス）：v-hot-v@vleague.or.jp

- 2 「外部通報制度」はコンプライアンス委員会が運営し、通報者のプライバシー保護と提供された通報内容の公正性及び中立性を確保するため、Vリーグ機構が委託した下記の第三者機関（以下「外部通報先」という。）を通報受付の窓口とする。

記

東京都中央区銀座 7 丁目 1 1 番 3
三好総合法律事務所
（専用電話）03-3573-5177 番

第 4 条（通報者の範囲）

通報者は、通報時点において、コンプライアンス規程第 4 条に定める「Vリーグ機構関係者」とする。

第 5 条（通報の対象）

- 1 通報の対象は、自己又は他のVリーグ機構関係者の日本国法令、Vリーグ機構の定款、Vリーグ機構規約その他諸規程類、公益財団法人日本バレーボール協会の定款その他諸規程類及びそれらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等に違反する行為及びその疑いのある行為とする。
- 2 通報の対象には、前項の行為が発生する恐れのある場合を含む。

第 6 条（通報の手段）

- 1 「内部通報制度」において、通報手段はメールまたは郵便のみとし、通報の際の言語

は、日本語に限らない。

- 2 「外部通報制度」において、通報手段は電話または郵便のみとする。ただし、通報の際の言語は、電話の場合は日本語のみ、郵便の場合は外国語のみに限るものとする。

第7条（コンプライアンス委員会の役割）

- 1 コンプライアンス委員会は、通報内容に基づき、必要に応じて調査を実施するとともに、関係部署・関係チームに調査の指示を行う。調査は、事前の予告なく実施することができる。
- 2 コンプライアンス委員会は、調査に際しては、通報者及び関係者のプライバシー保護に配慮しなければならない。また、調査の過程で知り得た情報は、正当な理由なく部外者に漏洩してはならない。
- 3 調査の結果、法令等の違反が確認された場合は、コンプライアンス委員会は、次の事項を直ちに理事会に報告しなければならない。
 - (1) 法令等違反の具体的内容
 - (2) 法令等違反を行った者の氏名、所属等
 - (3) 法令等違反が行われた年月日
 - (4) 法令等違反が行われた背景、事情
 - (5) 法令等違反に対する対応策についての意見
 - (6) その他法令等の違反に関すること
- 4 コンプライアンス委員会は、通報者に対する報復行為や是正内容に対し監視を行う。
- 5 通報者に対し報復行為の発生事実が確認された場合、コンプライアンス委員会は、名誉回復等必要な措置を関係部署に指示することができる。

第8条（中止命令）

Vリーグ機構は、前条第3項の報告を受けたときは、法令等違反行為を行っている者に対し、直ちにその行為を中止するように命令する。

第9条（懲戒処分）

- 1 Vリーグ機構は、法令等違反行為を行ったVリーグ機構関係者に対し懲戒処分を行うことができる。
- 2 Vリーグ機構関係者が自らの法令等違反行為を通報してきたときは、懲戒処分に当たって処分の減免を考慮する。

第10条（運用方法）

- 1 通報者は第6条の手段を用いてそれぞれ内部通報先または外部通報先に伝達する。
- 2 通報者は、内部通報先への通報に際しては、所属部署・所属チーム・氏名につき「実名・匿名」、調査希望の「有・無」、調査結果の「要・否」の選択ができる。
- 3 通報者は、外部通報先への通報に際しては、外部通報先に対しては所属部署・所属チーム・氏名の申告を要するが、Vリーグ機構への氏名等の「実名・匿名」、調査希望の「有・無」、調査結果の連絡の「要・否」の選択ができる。
- 4 外部通報先への通報については、通報者とコンプライアンス委員会間の伝達は、すべて通報先が遅滞なく仲介する。
- 5 コンプライアンス委員会は、匿名通報であってもVリーグ機構の運営に重大な影響を及ぼす内容と判断した場合等、調査上の必要から通報者に対し「実名」の要請を行う場合がある。外部通報先への通報の場合は、外部通報先を通じて「実名」の要請を行う。この場合も、本規程にて通報者のプライバシーは保護される。
- 6 コンプライアンス委員会は、通報内容の確認を行い、第7条の規定に基づき調査を実施する。
- 7 コンプライアンス委員会は、調査結果の連絡要求のある通報者に対し、内部通報先及び外部通報先を経由して回答する。
- 8 外部通報先は、コンプライアンス委員会以外の者から通報者の「実名」等に関する問

い合せを受けた場合、回答はせずにその事実をコンプライアンス委員会に連絡する。

第11条（通報者の責務）

- 1 通報者は、他人に対する誹謗及び中傷を目的として通報を行ってはならない。
- 2 通報者は、調査結果の連絡によって知り得た内容を、Vリーグ機構内外の第三者に口外してはならない。

第12条（調査協力者の責務）

- 1 コンプライアンス委員会及び同委員会から指示を受けた関係部署・関係チームより、調査に必要な照会又は面談等の要請を受けた者（以下「調査協力者」という。）は、その調査に協力しなければならない。
- 2 調査協力者は、調査に対し、事実を隠したり、歪曲した虚偽の報告をしてはならない。
- 3 調査協力者は、調査に対し、記録媒体等の資料の開示を求められた場合は、開示に応じなければならない。
- 4 調査協力者は、調査の事実及び調査によって知り得た内容をVリーグ機構内外の第三者に口外してはならない。

第13条（通報者及び調査協力者の保護）

- 1 Vリーグ機構は、通報者及び調査協力者のプライバシーの保護を保証する。
- 2 Vリーグ機構は、通報者及び調査協力者に対し、通報したことを理由として、解雇・不利益な取扱い等一切の報復行為等を行わない。
- 3 Vリーグ機構は、通報者及び調査協力者に万一前項の報復行為等が発生した場合、速やかに名誉回復その他の必要な措置を行う。
- 4 Vリーグ機構は、調査結果に基づき、報復行為等を行った者への行為中止命令を含め、必要な制裁・懲戒処分を行う。
- 5 Vリーグ機構、役員及びVリーグ機構従業員は、「公益通報者保護法」を遵守する。

附則

1. 本規程の改廃は、理事会の決議による。
2. 本規定は、2013年6月1日から実施する。

個人情報取扱い規程

平成25年4月25日 制定

第1条（目的）

本規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下「Vリーグ機構」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、Vリーグ機構の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 本人 個人情報によって識別される、または識別され得る特定の個人をいう。
- (3) Vリーグ機構関係者 Vリーグ機構の理事、監事、事務局の職員、Vリーグ機構の社員、Vリーグ機構に所属するチームの登録構成員（選手及び役員・スタッフとして登録した者をいう。）、審判関係者、その他Vリーグ機構の委託により、Vリーグ機構の行う行事に従事する者

第3条（個人情報の取扱い）

Vリーグ機構及びVリーグ機構関係者は、本規程の定めに従い、個人情報を取り扱う。

第4条（個人情報の利用目的）

- 1 Vリーグ機構は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 2 Vリーグ機構は、以下各号の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂

行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第5条（個人情報の第三者への提供）

Vリーグ機構は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第6条（個人情報の開示，訂正等）

1 Vリーグ機構は、本人から、当該本人に係る個人情報について、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、書面の交付又は本人の同意した方法によって開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) Vリーグ機構の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 Vリーグ機構は、本人から、個人情報の内容について事実には誤りがあったとして、訂正、追加、削除又は利用停止の申出（以下、「訂正等」という。）があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行う。また、訂正等を行った場合にはその内容を、行わなかった場合はその旨と理由を、遅滞なく本人に通知するものとする。

第7条（保有個人情報の安全管理）

1 Vリーグ機構は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有する個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 Vリーグ機構は、保有する個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 Vリーグ機構は、保有する個人情報の安全管理のために、保有個人情報を取り扱うVリーグ機構関係者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 Vリーグ機構は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、确实、か

つ速やかに破棄又は削除するものとする。

- 5 Vリーグ機構は、個人情報の取扱いの全部又は一部を当機構以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第8条（個人情報漏洩等発生時の対応）

- 1 Vリーグ機構は、保有する個人情報の漏洩，滅失，毀損（以下、「漏洩等」という。）が発生し，またはその発生が疑われるときは，速やかに事実関係の調査を行い，その事実を本人に対して通知するよう努めることとする。
- 2 前項の調査の結果，漏洩等の事実が判明したときは，Vリーグ機構は，二次被害の発生の防止等適切な措置を講じる。

第9条（改廃）

本規程の改廃は，理事会の決議によって行う。

附則

本規程は，平成25年6月1日から施行する。

機密情報管理規程

平成25年4月25日 制定

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という。）における情報の適正な管理を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「Vリーグ機構関係者」 Vリーグ機構の理事、監事、事務局の職員、Vリーグ機構の社員、Vリーグ機構に所属するチームの登録構成員（選手及び役員・スタッフとして登録した者をいう。）、審判関係者、その他Vリーグ機構の委託により、Vリーグ機構の行う行事に従事する者をいい、雇用関係にある従業員に留まらない。
- (2) 「機密情報」 Vリーグ機構が保有する技術上または運営上の有用な情報であって、Vリーグ機構が秘密として管理するものをいう。
- (3) 「アクセス権者」 特定の機密情報にアクセスする権限を認められた者をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、すべてのVリーグ機構関係者に適用し、Vリーグ機構関係者がVリーグ機構の業務の遂行及び業務への参加において取扱うすべての秘密情報に適用される。

第4条（機密情報の指定及び表示）

- 1 機密情報の指定は、原則として、当該機密情報の作成または管理に責任を負う従業員の所属する組織の責任者（以下、「管理責任者」という。）が行うものとする。
- 2 機密情報として指定された場合は、「機密情報」と表示しなければならない。

第5条（機密情報の保管）

- 1 秘密情報を保管した文書、CD-R等の媒体は、アクセス権者以外の者がアクセスできない場所に施錠して保管しなければならない。
- 2 秘密情報を管理しているサーバや端末パーソナルコンピュータについては、ウイルス対策を講じるものとする。
- 3 機密情報を電子データとしてサーバに保存する場合、アクセス権者以外の者がアクセスできないようにパスワード等によるアクセス制限をかけなければならない。

第6条（機密情報の第三者への開示）

- 1 Vリーグ機構関係者は、機密情報を第三者へ開示する場合、事前に管理責任者から承認を得なければならない。
- 2 機密情報を第三者に開示する場合、開示に先立って、機密保持契約書または機密保持

義務を定めた契約書を機密情報の受領者との間で締結しなければならない。

第7条（機密情報の破棄）

機密情報の破棄は、管理責任者が決定し、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解、破壊、その他適切な方法により処分する。

第8条（機密保持義務）

- 1 Vリーグ機構関係者は、在職中及び退職後といえども、機密情報をVリーグ機構の業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 Vリーグ機構関係者は、知り得た機密情報を、第6条の場合を除き、アクセス権者以外の者に開示または漏洩してはならない。

第9条（懲戒処分）

Vリーグ機構関係者が本規程に反した場合、就業規則及びコンプライアンス規程等に定めるところにより、懲戒処分に処する。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

本規程は、平成25年6月1日から施行する。